

<一般委託>

追浜行政センター他3行政センター高架水槽・汚水槽等の清掃・点検等委託 仕様書

追浜行政センター他3行政センター高架水槽・汚水槽等の清掃・点検等委託 に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | 下記施設に設置されている高架水槽・汚水槽等の清掃・点検等を行い、設備の機能を維持すること |
| 2 | 履行期間 | 契約日から令和3年3月31日 |
| 3 | 施行場所 | 追浜行政センター他3行政センター (追浜行政センター(横須賀市夏島町9番地) 田浦行政センター(横須賀市船越町6丁目77番地) 逸見行政センター(横須賀市東逸見町2丁目29番地) 衣笠行政センター(横須賀市公郷町2丁目11番地)) |
| 4 | 業務内容 | 別紙のとおり |
| 5 | 特記事項 | 別紙のとおり |
| 6 | 関係法規 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、産業廃棄物収集運搬業の許可(汚泥)資格を有すること。 |
| 8 | 契約方法 | 総価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 委託料の支払いは、各施設の業務が完了した月末締めをもって、受託者が各施設毎に請求し精算する。請求書等の提出先は、下記No.11の監督員あてとする。 |
| 10 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 追浜行政センター TEL046-865-1111 生村 田浦行政センター TEL046-861-4181 舟川 逸見行政センター TEL046-822-2575 秋山 衣笠行政センター TEL046-853-1611 湯川 |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|---|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。 |
|----------------------------------|---|

内 訳 書

| 施設名 | 作業名 | 実施月 | 単価(円) | 回数 | 金額(円) |
|----------|---------------|-------|-------|----|-------|
| 追浜行政センター | 受水槽清掃・点検 | 9月 | | 1回 | |
| | 高架水槽清掃・点検 | 9月 | | 1回 | |
| | 湧水槽清掃・点検 | 9月 | | 1回 | |
| | 汚水槽清掃・点検 | 9・3月 | | 2回 | |
| | グリストラップ | 3月 | | 1回 | |
| | 水質検査(16項目) | 9月 | | 1回 | |
| | 水質検査(11項目) | 3月 | | 1回 | |
| | 収集・運搬 | 3月 | | 1回 | |
| | 小計 | | | | |
| 田浦行政センター | 高架水槽清掃・点検 | 9月 | | 1回 | |
| | 汚水槽清掃・点検費(1階) | 8・1月 | | 2回 | |
| | 汚水槽清掃・点検(地下) | 8・1月 | | 2回 | |
| | 湧水槽清掃・点検(地下) | 8月 | | 1回 | |
| | 水質検査(16項目) | 9月 | | 1回 | |
| | 水質検査(11項目) | 3月 | | 1回 | |
| | 小計 | | | | |
| 逸見行政センター | 高架水槽清掃・点検 | 9月 | | 1回 | |
| | 汚水槽清掃・点検 | 8・12月 | | 2回 | |
| | 湧水槽清掃・点検(地下) | — | — | — | — |
| | グリストラップ | 8・12月 | | 2回 | |
| | 水質検査(16項目) | 9月 | | 1回 | |
| | 水質検査(11項目) | 3月 | | 1回 | |
| | 収集・運搬 | 8・12月 | | 2回 | |
| | 小計 | | | | |
| 衣笠行政センター | 高架水槽清掃・点検 | 8月 | | 1回 | |
| | 汚水槽清掃・点検 | 8・12月 | | 2回 | |
| | グリストラップ | 8月 | | 1回 | |
| | 水質検査(16項目) | 8月 | | 1回 | |
| | 水質検査(11項目) | 2月 | | 1回 | |
| | 収集・運搬 | 8月 | | 1回 | |
| | 小計 | | | | |
| 合計 | | | | | |

(消費税抜き)

仕 様 書

1 目的

高架水槽・汚水槽等の清掃・点検等を行い、設備の機能を維持すること。

2 対象

高架水槽・汚水槽等

| 施設名 | 水槽名 | 容量 | 実施回数 | 実施時期 |
|----------|--------------------|----------------------|------|--------|
| 追浜行政センター | 受水槽 (FRP) | 12.5 m ³ | 1回 | 9月 |
| | 高架水槽 (FRP) | 3.75 m ³ | 1回 | 9月 |
| | 湧水槽 (2槽) | 33.66 m ³ | 1回 | 9月 |
| | 汚水槽 | 12 m ³ | 2回 | 9月・3月 |
| | グリストラップ (1槽) | 65 L | 1回 | 3月 |
| 田浦行政センター | 高架水槽 (FRP) | 6.2 m ³ | 1回 | 9月 |
| | 汚水槽 (1階) | 15 m ³ | 2回 | 8月・1月 |
| | 汚水槽 (地下) | 6.84 m ³ | 2回 | 8月・1月 |
| | 湧水槽 (地下) | 417.6 L | 1回 | 8月 |
| 逸見行政センター | 高架水槽 (FRP) | 2.25 m ³ | 1回 | 9月 |
| | 汚水槽 | 8 m ³ | 2回 | 8月・12月 |
| | 湧水槽 (10槽) | 120 m ³ | 今回なし | 今回なし |
| | グリストラップ (3階・3台) | 40 L | 2回 | 8月・12月 |
| 衣笠行政センター | 高架水槽 (FRP) | 6 m ³ | 1回 | 8月 |
| | 汚水槽 | 3 m ³ | 2回 | 8月・12月 |
| | グリストラップ | 100 L | 1回 | 8月 |

3 契約期間

業務委託契約期間は、契約日から令和3年3月31日までとする。

4 作業内容

【高架水槽・受水槽】

- (1) 周壁、底部、パイプ等の清掃後、底部を拭掃し、次亜塩素ソーダで水槽内を消毒後排水する。
- (2) 排水後、水槽内を再消毒する。
- (3) 水槽については、水張りし、満水後、残留塩素を測定する。
- (4) 清掃後は採水し、水質基準に適合している証として、①飲料水水質検査一般 16項目、②飲料水水質検査簡易 11項目の検査を行い、水質検査報告書は、報告書に添付し提出する。
- (5) 清掃時は、水槽本体及びフロートスイッチ、電極棒の動作確認、取り付け状況、腐食、破損の有無等を点検する。

- (6) 水槽周辺の清掃を行う。
- (7) 異物侵入の防止措置の点検調整を行う。
- (8) その他上記の目的を達成するために必要な処理を講ずること。

【汚水槽・湧水槽】

- (1) 汚水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除すること。
 - (2) 汚水槽の流入管に付着した物質ならびに排水管及び内部の異物を除去し、必要に応じて適切な薬剤を用いて消毒を行う。
 - (3) 汚水槽の清掃時は、水槽本体及びフロートスイッチ、電極棒の動作確認、取り付け状況、腐食、破損の有無等を点検する。
 - (4) 湧水槽は水槽内の汚泥及び枯葉等の除去、排水口の洗浄を行う。
 - (5) グリストラップ油脂類及び壁面、底部に付着している付着物等を完全に除去すること。また、清掃時は、水槽の汚破損等を点検する。
 - (6) その他上記の目的を達成するために必要な処理を講ずること。
- 5 グリストラップの清掃により生じた汚泥は、法律に基づき適正に指定の処分業者処理場まで運搬すること。マニフェストは、電子マニフェストの使用を可とする。
なお、汚泥の処理は本業務に含まない。
- 6 実施時期
- (1) 作業については、各施設管理者と受託者で協議のうえ、実施日時を決定する。
 - (2) 高架水槽、受水槽の清掃については、土・日曜のいずれかの作業とする。
 - (3) 別途指定の汚泥処理業者へ搬入日時を連絡すること。
- 7 産業廃棄物の収集及び運搬
詳細は別紙「産業廃棄物処理事業共通仕様書」による
- 8 受託者は、作業の安全性について十分な措置をとらなければならない。作業中に発生した事故について、委託者はその責めを負わない。ただし、委託者に重大なる過失があったときは、この限りでない。
- 9 受託者が作業中、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者はこれを賠償する責めを負う。
- 10 受託者は、作業にあたって事前に甲に連絡するとともに、作業実施の前後の状態を撮影し、作業完了後は速やかに報告書（写真貼付のこと）を提出しなければならない。
水質検査については検査報告書を提出しなければならない。
なお、汚水槽の点検の報告にあたって、下記の項目に異常がない時は、凡例に従って次のとおり明記すること。

(凡例)

- ・マンホール：割れ・がたつき等は見受けられません
- ・内 壁 面：汚水槽内壁面にクラック等は見受けられません
- ・ポ ン プ：正常に作動します
- ・配 管 等：機能に影響を及ぼすような腐食等は見受けられません

- 11 清掃実施後に異臭の発生等を委託者が認めたときは、受託者は速やかに技術者を派遣し、調査後その対策を実施しなければならない。
- 12 委託料の支払いは、各施設の業務が完了した月末締めをもって、受託者が各施設毎に請求し精算する。請求書等の提出先は、各施設監督員あてとする。
- 13 その他本書に記載のない事項については、別途協議して定めるものとする。

産業廃棄物処理作業 共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

(目的)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

(委託内容)

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類 : 汚泥 (グリストラップ)
数量 : 2.2 t / 4回 (内訳別紙)

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

(義務と責任)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。

（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : JWケミテック(株)戸塚工場
所在地 : 横浜市戸塚区上矢部町2160
処分の方法 : 脱水施設
施設の処理能力 : 32.1 m³/日

2 再生先

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

(仕様書第3条関係)

適正処理に必要な情報の提供

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障
- (4) その他取り扱う際に注意すべき事項

| 廃棄物の種類 | 性 状 | 荷 姿 | 腐敗・揮発等 | 混合等支障 | その他 注意事項 |
|--------|-----|-----|--------|-------|-------------|
| 有機性汚泥 | 泥状 | 泥状 | あり | なし | なし |

別紙

| 施設名 | 汚泥数量 (t) |
|----------|----------|
| 追浜行政センター | 1.0 |
| 逸見行政センター | 0.5 |
| 衣笠行政センター | 0.7 |
| 計 | 2.2 |